

制定 平成29年5月1日
改定 平成30年6月11日

工事・作業、行事許可申請の手引き

新潟海上保安部
上越海上保安署
佐渡海上保安署

問合せ先 新潟海上保安部交通課航行安全係 電話025-244-1008 FAX025-248-1006

- 【本資料の掲示】
- ・窓口公表（閲覧）
 - ・ホーム・ページに掲載

はじめに

港内は、多数の船が航行しており、また、防波堤などの構造物により狭隘となっているため、工事・作業又は行事を行う場合には、航行船舶への影響等を踏まえたうえで安全対策などを十分に検討し、細心の注意をもって実施する必要があります。

この手引きは、新潟海上保安部管内の港において工事・作業や行事を行う際に必要となる港長等への許可申請書の記載方法や検討しておくべき事項、必要な添付書類などについて説明しており、許可申請の全体像をつかむことができますので、まずは、この手引をご覧ください申請書の作成をお願いします。

なお、ここに掲載されている内容は、将来、法改正等に伴い変更される場合がありますので、常に最新の情報に基づいて申請を行うようお願いします。

最後に、許可申請等や、本手引きの内容にご質問、ご要望がありましたら担当部署までご連絡いただければと思います。

目次

I	総論	P 1
1	港則法概説	
	(1) 工事・作業の許可	
	(2) 行事の許可	
2	港則法が適用される港	
3	許可申請の方法等	P 3
	(1) 申請書提出場所	
	(2) 事務取扱時間	
	(3) 審査基準及び標準処理期間	
II	工事・作業許可申請	P 5
1	申請書の提出	
2	申請書類	
	(1) 工事・作業許可申請書 (第9号様式)	
	(2) 位置図 (全体・拡大図)	
	(3) 工事・作業方法及び安全対策を明確にするために必要な書類	
	(4) 添付資料等	
3	申請書類の記載要領	
	(1) 工事・作業許可申請書 (第9号様式)	
	① あて名	
	② 申請者	
	③ 目的及び種類	
	④ 期間及び時間	P 6
	⑤ 区域又は場所	
	⑥ 方法	
	⑦ その他	
	(2) 位置図	P 7
	(3) 工事・作業方法及び安全対策を明確にするために必要な書類	
	① 工事・作業区域図	
	② 工程表	
	③ 施工フロー	
	④ 施工方法	
	⑤ 安全管理体制	
	⑥ 安全対策	
	⑦ 緊急時の連絡体制	P 8
	⑧ 使用船舶一覧表	
	⑨ 潜水土一覧表	
	(4) 添付書類等	
	① 請負契約書等	
	② 他官庁の許可、届出書等の写し	
	③ 磁気探査結果報告書、水底土砂計量証明書等	
	④ 標識灯等の性能表	
	⑤ 周知先一覧表及び周知用パンフレット等	

Ⅲ	行事許可申請	P 9
1	行事の範囲	
2	申請書の提出	
3	申請書類	
	(1) 行事許可申請書 (第9号様式)	
	(2) 位置図	
	(3) 行事内容及び安全対策を明確にするために必要な書類	
	① 行事区域図	
	② スケジュール表	P 11
	③ 実施内容	
	④ 安全管理体制	
	⑤ 安全対策	
	⑥ 緊急時の連絡体制	
	⑦ 使用船舶一覧表	
	⑧ 潜水土一覧表	
	⑨ その他必要な書類	
	(4) 添付資料等	
	① 他官庁の許可、届出書等の写し	
	② 標識灯等の性能表	
	③ 周知先一覧表及び周知用パンフレット等	
4	申請書類の記載要領	
	(1) 行事許可申請書 (第9号様式)	
	① あて名	
	② 申請者	
	③ 目的及び種類	
	④ 期間及び時間	P 10
	⑤ 区域又は場所	
	⑥ 方法	
	⑦ その他	
	(2) 位置図	
	(3) 行事内容及び安全対策を明確にするために必要な書類	
	① 行事区域図	
	② スケジュール表	P 11
	③ 実施内容	
	④ 安全管理体制	
	⑤ 安全対策	
	⑥ 緊急時の連絡体制	
	⑦ 使用船舶一覧表	
	⑧ 潜水土一覧表	
	(4) 添付資料等	
	① 他官庁の許可、届出書等の写し	
	② 標識灯等の性能表	
	③ 周知先一覧表及び周知用パンフレット等	
Ⅳ	内容変更	P 12
	(1) 工事・作業及び行事に変更等が生じた場合には速やかに手続きをして下さい。	
	(2) 変更の内容により、内容変更許可申請が必要な場合と内容変更届の場合があります。	
	① 内容変更許可申請 (発注者からの指示書を付けてください)	
	・ 工期等延長又は時間変更(夜間作業の実施)・・・様式1	
	(夜間作業実施の場合等については、新たな安全対策を確認させていただきます。)	

- ・ 区域や方法等の変更 様式 1
(変更内容によっては、図面の添付をお願いします。)

- ・ その他

- ② 変更届
使用船舶等又は人員の変更 様式 2
(船舶検査又は海技免許等の有効期間の確認をお願いします。)
ただし、工事契約や区域が別になるものや、許可された工期を過ぎて工事を行う場合については、新規の許可申請が必要となります。
不明な場合は事前に提出部署担当官に相談して下さい。

I 総論

1 港則法概説

港則法は、港内における船舶交通の安全及び港内の整理整頓を図ることを目的に、昭和 23 年 7 月 15 日法律第 174 号として制定されました。海上交通ルールを定めた法律は、他に海上衝突予防法、海上交通安全法がありますが、港則法は、海上衝突予防法の特別法として、港内の狭い水域に特別のルールを設けられており港則法の規定が海上衝突予防法に優先して適用されます。港則法は、船舶交通という公共の秩序を維持する行政警察法規であり、港内の海上交通取締り法規でもあることから罰則規定があります。

港内で行われる工事・作業又は行事といった行為は、一定の水域を占有し又は通常の船舶交通の流れを乱すこととなり、船舶交通の安全を阻害するおそれがあるため、港則法第 31 条、第 32 条により港長等の許可が必要となります。

(1) 工事・作業の許可

第三十一条

1 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

第四十三条

第三十一条の規定は、特定港以外の港について準用する。 ※

※ 港則法第三十一条に規定される工事・作業の許可は、港則法第四十三条の規定により特定港以外の港においても準用されていますので、港則法が適用されるすべての港で許可申請が必要となります。

(2) 行事の許可

第三十二条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

2 港則法が適用される港

港則法が適用される港は、同法第 2 条に基づき政令で定められており、このうち、喫水の深い船舶や外国船舶が常時入出港する港を「特定港」と定めています。特定港においては、国の執行機関として港長を配置するとともに特別なルールが付加されています。

新潟海上保安部管内では、姫川港、能生港、直江津港、柏崎港、寺泊港、新潟港、岩船港、両津港、羽茂港、小木港の 10 港で適用され、そのうち直江津港、新潟港、両津港の 3 港が「特定港」となっています。

※港則法が適用されない港については、別添を参照して下さい。
港の区域

港名	港の区域
姫川	姫川港沖防波堤東灯台（北緯三七度三分八秒東経一三七度五〇分五九秒）から一三一度九八〇メートルの地点から〇度一、六三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三六度二、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
能生	能生港北防波堤灯台（北緯三七度六分五六秒東経一三七度五九分五十秒）から二一九度九二五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
直江津	直江津港導流堤北灯台（北緯三七度一分一六秒東経一三八度一四分三八秒）から二一一度一、六一五メートルの地点から三二五度三、〇三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五五度七、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに関川直江津橋及び保倉川信越本線鉄道橋各下流の河川水面
柏崎	大久保三角点（四五メートル）（北緯三七度二分四四秒東経一三八度三二分九秒）から二五八度一、六五〇メートルの地点から三二三度一、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五三度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鶴川八坂橋下流の河川水面
寺泊	長峰三角点（一五〇メートル）（北緯三七度三七分二四秒東経一三八度四五分五七秒）から〇度二、〇〇〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二〇二度三〇分及び二九〇度に引いた線以西の部分、同地点から二九〇度一、三〇〇メートルの地点から二〇度一、一三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇一度三〇分に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
新潟	新潟港西区西突堤灯台（北緯三七度五七分三二秒東経一三九度四分七秒）から二二〇度五五分四、〇四〇メートルの地点、同地点から三四〇度五、〇〇〇メートルの地点、次第浜三角点（三〇メートル）（北緯三八度四四秒東経一三九度一六分三〇秒）から三二〇度五、〇〇〇メートルの地点及び同三角点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに信濃川万代橋及び通船川山ノ下橋各下流の河川水面
岩船	岩船三角点（七三メートル）（北緯三八度一分四秒東経一三九度二六分一秒）から一八七度三〇分三、〇〇〇メートルの地点から二八五度一、八九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四度五、一一五メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに明神橋下流の石川水面

港名	港の区域
羽茂	市振埼から五〇度一、二五〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面及び羽茂大橋下流の羽茂川水面
小木	城山山頂（北緯三七度四八分四六秒東経一三八度一六分四三秒）を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面

3 許可申請の方法等

(1) 申請書提出場所

左欄の港で工事・作業及び行事を実施する場合は、右欄の場所に提出して下さい。

工事・作業、行事を実施する港の名称	提出場所		
	名称	住所	電話
新潟港、岩船港、寺泊港	新潟海上保安部交通課	〒950-0072 新潟市中央区竜ヶ島1-5-4	025-244-1008
直江津港、能生港、姫川港、柏崎港	上越海上保安署	〒942-0011 上越市港町1-11-20	025-543-4118
両津港、小木港、羽茂港	佐渡海上保安署	〒952-0011 佐渡市両津夷1	0259-27-0118

※遠隔地の場合は、郵送で受け付けることも可能ですので、詳細については事前にご相談下さい。

(2) 事務取扱時間

窓口の受付時間は、執務時間（土日祝日及び年末年始の閉庁日を除く8時30分から17時15分まで）です。

ただし、緊急の場合は、執務時間外でも取扱います。

(3) 審査基準及び標準処理期間

行政手続法第5条に基づく審査基準及び第6条に基づく標準処理期間は、下表のとおりです。

条項	処分の内容	審査基準	標準処理期間
法第31条第1項	工事・作業の許可	当該申請に係る行為が次のいずれかに該当すること。 (1) 許可に付された条件や指導事項を遵守することにより船舶交通の妨害となるおそれなくなると認められること。 (2) 災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行われるものであると認められること。	1か月以内

条 項	処分の内容	審 査 基 準	標準処理期間
法第32条	行事の許可	(1) 船舶交通の安全上支障を生じさせるおそれのない計画であること。 (2) 現場における指揮者の所在、指揮系統、連絡方法等が確立されていること。 (3) 秩序ある行動がとれる体制にあること。 (4) 行事参加者の危険防止措置及び他船に対する警戒措置が適当であること。 (5) 事故発生時の対策が適当であること。 (6) 関係者の集合及び解散の場所、行事要領等が適当であること。	1 か月以内

II 工事・作業許可申請

1 申請書の提出

工事又は作業をしようとする責任者は、Iの3の(1)の事務所に、原則として着手希望日の1ヶ月前までに必要な書類を提出して下さい。(緊急の場合はこの限りではありません)

2 申請書類

(1) 工事・作業許可申請書 (第9号様式)

(2) 位置図 (全体・拡大図)

(3) 工事・作業方法及び安全対策を明確にするために必要な書類

- ① 工事・作業区域図
- ② 工程表
- ③ 施工フロー図
- ④ 施工方法
- ⑤ 安全管理体制
- ⑥ 安全対策
- ⑦ 緊急時の連絡体制
- ⑧ 使用船舶一覧表
- ⑨ 潜水土一覧表
- ⑩ その他必要な書類

(4) 添付資料等

- ① 請負契約書等
- ② 他官庁の許可、届出書等の写し
- ③ 磁気探査結果、水底土砂計量証明等
- ④ 標識灯等の性能表
- ⑤ 周知先一覧表、周知用パンフレット等

3 申請書類の記載要領

(1) 工事・作業許可申請書 (第9号様式)

① あて名

左欄の港で工事・作業を実施する場合は、右欄のあて名を記入して下さい。

工事・作業を実施する港の名称	あて名
新潟港	新潟港長
直江津港	直江津港長
両津港	両津港長
岩船港、寺泊港、柏崎港、能生港、 姫川港、小木港、羽茂港	新潟海上保安部長

② 申請者

工事を実施する責任者(請負契約書での請負者等)を記入して下さい。

③ 目的及び種類

単に契約件名のみではなく、具体的な工事内容(目的・種類)を記入して下さい。

記載例

- 1 新潟港東区〇防波堤延長工事
- 2 平成〇〇年度 航路維持浚渫工事
新潟港西区の水深維持のための浚渫工事(測量、磁気探査、
グラブ浚渫)
- 3 新潟港東区における、浚渫区域の海図補正のための水路測量
- 4 新潟港東区〇〇岸壁の防舷物交換工事

④ 期間及び時間

ア 「期間」は、契約工期ではなく、許可申請にかかる工期を記入して下さい。

- ・ 具体的には、海上での実質工期(稼働率等を考慮した工期)になります。予備日を含めている場合は、明確に記入して下さい。
- ・ 工期が長期間となるものについては、概ね3ヶ月を目安として区切って許可をすることがありますので、あらかじめ窓口へお問い合わせください。

イ 「時間」は、実際に作業する時間を記入して下さい。

- ・ 冬季は、日没時間が早くなることから注意して下さい。
日没以降に工事・作業を行う場合は、夜間作業となりますので、作業予定時間の後に「夜間作業あり」と明記して下さい。(夜間作業の安全対策が必要となります。)

記載例

- | | | |
|---|----|---|
| 1 | 期間 | 平成〇〇年10月1日～11月15日
(予備日 11月4日～11月15日) |
| | 時間 | 午前8時00分～午後4時00分 |
| 2 | 期間 | 平成〇〇年10月1日～11月15日
(予備日 11月4日～11月15日) |
| | 時間 | 午前8時00分～日没 |
| 3 | 期間 | 平成〇〇年10月1日～11月15日
(予備日 11月4日～11月15日) |
| | 時間 | 日の出～午後7時00分(夜間作業あり) |

- ⑤ 区域又は場所
工事・作業を行う場所の地名等を記入して下さい。

記載例

- 1 聖籠町網代浜地先（詳細は位置図 参照）
- 2 新潟港西区北埠頭（詳細は位置図 参照）

- ⑥ 方法
方法の欄には、工事・作業の具体的な施工方法を記入して下さい。
記入するスペースが十分でない場合は、「別添のとおり」と記入し、必要な書類を添付して下さい。

- ⑦ その他
その他の欄には船舶に対する事故防止措置（安全対策）、参考事項等を記入して下さい
記入するスペースが十分でない場合は、「別添のとおり」と記入し、必要な書類を添付して下さい。

(2)位置図

工事・作業を行う場所を明らかにするため位置図を添付して下さい。
位置図には港の区域も記入して下さい。

(3)工事・作業方法及び安全対策を明確にするために必要な書類

① 工事・作業区域図

工事・作業に伴い占有する海域を明確にするため工事・作業区域図を添付して下さい。（可能であれば海図に記入して下さい）

- ・ 工事・作業区域の位置、寸法を記入して下さい。（位置は灯台等の海図に記載されている著名物標からの方位、距離又は緯度経度で記載して下さい。）
- ・ 港の区域を記入して下さい。
- ・ 必要に応じて船舶が航行できる水域の幅（以下「可航幅」という）を記入して下さい。工事・作業区域を明示するため標識灯を設置する場合は設置場所を記入して下さい。

② 工程表

各工種別の工期を明らかにするため工程表を添付して下さい。

- ・ 深淺測量等も海上作業となりますので、事前準備・後片付け工等としてまとめることなく、個別に工期を記入して下さい。
- ・ 予備日も記入して下さい。

③ 施工フロー

必要に応じて施工フローを添付して下さい。

④ 施工方法

各工種毎の具体的な作業方法を記述するとともに、作業方法を明確にするため以下のような図面（写真説明も可）を添付して下さい。

- ア 施工方法を具体化した施工概念図（ポンチ絵等）
- ウ 施工区域の図面
- エ 作業船の配置
- オ 起重機船・台船を使用する作業の場合は、アンカーの張り出し状況がわかる平面図及び断面図
- カ 一般船舶の航行が制限される場合は、可航域の幅
- キ 曳航船舶がある場合は、曳航全長を記入した曳航姿図
- ク 資材等の運搬がある場合は、運搬経路図

- ⑤ 安全管理体制
工事・作業の安全管理体制を明確にするため、各組織の責任者又は安全管理者を記載した組織図を添付して下さい。
- ⑥ 安全対策
工事・作業の種類、方法及び実施場所に応じて、以下の項目に係る安全対策を添付して下さい。（別紙1の記載例を参照）
 - ア 海域利用者へ周知方法等
 - イ 付近航行船舶に対する安全対策
 - A 作業船等の避航、退避等
 - B 警戒業務（警戒船、警戒要員の配置等）
 - C 工事・作業区域等の明示
 - D その他
 - ウ 工事・作業の安全対策
 - エ 作業の中止基準
 - オ 緊急時の対応
- ⑦ 緊急時の連絡体制
緊急時の連絡系統図を添付して下さい。
海上保安庁への緊急時の連絡先として、「118」（局番なし）を記入して下さい。
併せて最寄の警察署、消防署についても記入して下さい。（添付の様式を参考にして下さい。）
- ⑧ 使用船舶一覧表
用途（施工時の用途）、船名、総トン数、全長、幅、深さ、船長氏名、船舶番号等を一覧表にして添付して下さい。（添付の様式を参考にして下さい）
- ⑨ 潜水士一覧表
潜水作業がある場合は、潜水士一覧表（氏名、年齢、免許番号、取得年月日）を添付して下さい。
- ⑩ その他必要な書類があれば、添付して下さい。

(4) 添付書類等

- ① 請負契約書等
工事・作業を受注し実施する場合は、請負契約書等、発注者名と受注者名が確認出来るものを添付して下さい。
書類が整うまで時間がかかる場合は、発注者からの指示書又は工事依頼書等を添付し、書類が整い次第提出して下さい。
- ② 他官庁の許可、届出書等の写し
工事・作業を実施するために、水域占用許可等、他官庁の許可又は届出が必要な場合は、許可書又は届出書の写しを添付して下さい。
他官庁の許可書で審査に時間を要するものは、許可申請書の写し又は「〇〇に申請中」と記載した紙を添付し、工事・作業許可書受領時まで提出して下さい。
- ③ 磁気探査結果報告書、水底土砂計量証明書等
浚渫作業やボーリング作業等を行う場合は、磁気探査報告書を添付して下さい。
また、水底土砂の投棄等がある場合には水底土砂計量証明書等添付して下さい。
- ④ 標識灯等の性能表
工事区域を明示するため標識灯を設置する場合は、標識灯等の性能表（塗色、灯色、灯質、光達距離等）を添付して下さい。
- ⑤ 周知先一覧表及び周知用パンフレット等
周知先一覧表及び周知用パンフレット等を添付して下さい。

Ⅲ 行事許可申請

1 行事の範囲

行事とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、水上花火大会、遊泳大会、海上デモ等、多数のものが参加して行われる活動や参加する船艇等が少数であっても水域を占有したり、船隊を組む等、航路や泊地などにおける通常の航行と異なった行動など他の船舶に影響を及ぼすものをいいます。

2 申請書の提出

行事をしようとする責任者は、Ⅰの3の(1)の事務所に、原則として実施希望日の1ヶ月前までに必要な書類を提出して下さい。

3 申請書類

(1)行事許可申請書（第9号様式）

(2)位置図

(3)行事内容及び安全対策を明確にするために必要な書類

- ① 行事区域図
- ② スケジュール表
- ③ 実施内容
- ④ 安全管理体制
- ⑤ 安全対策
- ⑥ 緊急時の連絡体制
- ⑦ 使用船舶一覧
- ⑧ 潜水土一覧表
- ⑨ その他必要な書類

(4)添付資料等

- ① 他官庁の許可、届出書等の写し
- ② 標識灯等の性能表
- ③ 周知先一覧表、周知用パンフレット等

4 申請書類の記載要領

(1)行事許可申請書（第9号様式）

- ① あて名
左欄の港で行事を実施する場合は、右欄のあて名を記入して下さい。

行事を実施する港の名称	あて名
新潟港	新潟港長
直江津港	直江津港長
両津港	両津港長

- ② 申請者
当該行事を実施する責任者で行事全般の実施について指揮監督の権限を有する方を記入して下さい。

- ③ 目的及び種類
行事の目的及び種類を具体的に記載して下さい。

記載例

- ・ 海洋汚染防止思想普及活動のための海上パレード
- ・ 油流出事故を想定したオイルフェンス展張訓練
- ・ モーターボート試走展示会

- ④ 期間及び時間

- ア 「期間」は、許可申請にかかる期間を記入して下さい。
・ 具体的には、行事の開始及び終了年月日になります。
予備日を含めている場合は、明確に記入して下さい。
・ 行事開始前の準備作業及び終了後の後片付け等で海面を使用する場合も、行事として記載して下さい
- イ 「時間」は、実際に行事を行う時間を記入して下さい。
・ 冬季は、日没時間が早くなることから注意して下さい。
(日没以降に行事を行う場合は、夜間の安全対策が必要となります。)

記載例

平成〇〇年10月1日〇日 午前8時00分から午後15時00分まで
(予備日 平成〇〇年10月〇日)
(詳細なスケジュールは、別添のとおり)

- ⑤ 区域又は場所
行事を行う場所の地名等を記入して下さい。

記載例

新潟港外港区〇〇海岸前面海域 (詳細は位置図 参照)
新潟港西区第二西防波堤灯台から〇度〇〇mを中心とした半径〇〇mの円内海面 (詳細は位置図参照)

- ⑥ 方法
方法の欄には、行事の具体的な内容を記入して下さい。
記入するスペースが十分でない場合は、「別添のとおり」と記入し、必要な書類を添付して下さい。
- ⑦ その他
その他の欄には船舶に対する事故防止措置 (安全対策)、参考事項等を記入して下さい。
記入するスペースが十分でない場合は、「別添のとおり」と記入し、必要な書類を添付して下さい。

- (2) 位置図
行事を行う場所を明らかにするため位置図を添付して下さい。
位置図には、港の区域も記入して下さい。

- (3) 行事内容及び安全対策を明確にするために必要な書類

- ① 行事区域図

- 行事に伴い占有する海域を明確にするため、行事区域図を添付して下さい。(可能であれば海図に記入して下さい)
- ・ 行事区域の位置、寸法を記入して下さい。
 - ・ 港の区域の記入して下さい。
 - ・ 必要に応じて航行可能な幅を記入して下さい。
- 行事区域を明示するため標識灯を設置する場合は、設置場所を記入して下さい。

- ② スケジュール表
数日にわたる行事や複数の種類の行事を行う場合、スケジュール表を添付して下さい。
- ③ 実施内容
具体的な行事の内容を記述するとともに、行事の内容を明確にするため図面（写真も可）を添付して下さい。
ア 行事内容を具体化した概念図（ポンチ絵等）
イ 行事参加人数（予定）
ウ 参加船舶の隻数（予定）、配置、編成状況、船団の間隔及び航行速力
エ 一般船舶の航行が制限される場合は、可航域の幅
- ④ 安全管理体制
安全管理体制を明確にするため、各組織の責任者又は安全管理者を記載した組織図を添付して下さい。
- ⑤ 安全対策
行事の種類及び実施場所に応じて、以下の項目に係る安全対策をして下さい。（別紙2の記載例を参考）
ア 海域利用者への周知方法等
イ 付近航行船舶に対する安全対策
A 参加船等の避航、退避等
B 警戒業務（警戒船、警戒要員の配置等）
C 行事区域等の明示
D その他
ウ 行事参加者の安全対策
エ 行事の中止基準
オ 緊急時の対応
- ⑥ 緊急時の連絡体制
海上保安庁への緊急時の連絡先として、「118」（局番なし）を記入して下さい。
併せて、最寄の警察署、消防署についても記載して下さい。（添付の様式を参考にして下さい。）
- ⑦ 使用船舶一覧表
用途（救助艇、警戒船等）、船名、総トン数、全長、幅、深さ、船長氏名、船舶番号等を一覧表にして添付して下さい。（添付の様式を参考にして下さい）
- ⑧ 潜水土一覧表
潜水作業がある場合は、潜水土一覧表（氏名、年齢、免許番号、取得年月日）を添付して下さい。
- ⑨ その他必要な書類があれば、添付して下さい。

(4) 添付資料等

- ① 他官庁の許可、届出書等の写し
行事を実施するために水域占用許可等、他官庁の許可又は届出が必要な場合は、許可書又は届出書の写しを添付して下さい。
他官庁の許可書で審査に時間を要するものは、許可申請書の写し又は「○○に申請中」と記載した紙を添付し、行事許可書受領時まで提出して下さい。
- ② 標識灯等の性能表
行事区域を明示するため標識灯を設置する場合は、標識灯等の性能表（塗色、灯色、灯質、光達距離等）を添付して下さい。
- ③ 周知先一覧表及び周知用パンフレット等
周知先一覧表及び周知用パンフレットを添付して下さい

IV 内容変更

(1) 工事・作業及び行事に変更等が生じた場合には速やかに手続きをして下さい。

(2) 変更の内容により、内容変更許可申請が必要な場合と内容変更届の場合があります。

① 内容変更許可申請（発注者からの指示書を付けて下さい。）

・ 工期等延長又は時間変更(夜間作業の実施)・・・様式1
（夜間作業実施の場合等については、新たな安全対策を確認させていただきます。）

・ 区域や方法等の変更・・・・・・・・様式1
（変更内容によっては、図面の添付をお願いします。）

・ その他

② 変更届

使用船舶等又は人員の変更・・・・・・・・様式2

（船舶検査又は海技免許等の有効期間の確認をお願いします。）

ただし、工事契約や区域が別になるものや、許可された工期を過ぎて工事を行う場合については、新規の許可申請が必要となります。

不明な場合は事前に提出部署担当官に相談して下さい。

工事・作業の安全対策記載例

1 海域利用者へ周知方法等

- (1) 工事・作業の内容、〇〇曳航計画等については、漁協等の海事関係者へ事前周知します。※周知先を明記して下さい。
- (2) 工事・作業の内容を周知するため、別添のリーフレットを作成し、船会社、代理店等（周知先一覧表参照）へ配布します。
- (3) 夜間工事・作業の実施については、次の関係先に説明します。
（〇〇漁業協同組合、〇〇自治体等）

2 付近航行船舶に対する安全対策

(1) 作業船等の避航

- ① 通航船等に支障がある場合は作業を一時中断し、作業船を移動させ通航路を確保します。
- ② 航行中の船舶が接近し危険であると判断した場合は、作業を中断し避航します。（測量作業等避航が可能な場合）

(2) 警戒業務

- ① 現場の作業船には専従の警戒員を配置し、警戒にあたります。
- ② 作業中は、警戒船〇隻を配備し、警戒にあたります。
- ③ 航行船舶の通航に支障がある場合は警戒船により注意喚起及び誘導を実施します。
- ④ 夜間工事・作業中は、工事・作業区域の両端付近に警戒船各〇隻を配備します。
- ⑤ 潜水士船上（船舶を使用しない場合は、栈橋上等）には補助員及び専従の警戒員を配置し、接近する船舶があれば直ちに潜水士に連絡し作業を一時中断するとともに、旗やハンドマイク等により接近しないよう注意を喚起します。

(3) 工事・作業区域等の明示

- ① 工事・作業区域を明示するため、灯浮標〇基（形状・灯色・灯質等）を設置します。
- ② 作業船のアンカー位置を明示するため標識（形状・灯色・灯質等）を設置します。（作業船がアンカーを張出して作業をする場合に記載）
- ③ 作業船が工事・作業区域に夜間停泊する際は、停泊灯を点灯するほか、他の航行船舶に支障の無いように海域を直射すること無く甲板等を間接照射します。
- ④ 夜間工事・作業中は、別図のとおり作業船に〇Wの作業灯〇基を設置し、安全に作業ができるよう照明を施します。照明は、船舶交通の妨げとならないように下向きに設置します。

⑤ 夜間は作業船の四隅に標識灯（形状・灯色・灯質等）を設置します。
(4) その他

- ① 工事・作業区域と隣接する〇〇岸壁は、漁船の入出港が頻繁にあることから、〇〇漁業協同組合に作業及び入出港船舶の調整等を行います。
- ② 作業船には、海上衝突予防法に基づく灯火・形象物を掲げるとともに、同法及び港則法の規定を遵守します。
- ③ 作業中は潜水士船上等（船舶を使用しない場合は、栈橋上等の設置場所を記入）の見易い場所に国際信号旗「A」旗（A旗を表す信号板）及び「潜水作業中」と表示した看板を掲げます。

3 工事・作業の安全対策

- (1) 作業船等の乗組員及び作業員には救命胴衣等の保護具を装着させます。
- (2) 流出の恐れがあるものには、流出防止措置を講じるとともに、所有者名及び連絡先を明示します。
- (3) 材料、資機材等が海面へ落下しないよう措置を講じます。
- (4) 万一、工事用資機材等が流出した場合は、直ちに新潟海上保安部へ通報するとともに回収に努めます。
- (5) 作業前には潜水者の健康状態の確認及び潜水機材の点検・整備を行います。
- (6) 潜水士と補助員等との連絡は、水中電話（その他の方法を使用する場合は、連絡方法を具体的に記入）で行います。

4 中止基準

気象・海象情報に留意し、次の場合は作業を中止するとともに、これ以下であっても状況に応じて中止します。

風速〇〇m/s 以上、波高〇〇m以上、視程〇〇〇〇m以下

5 緊急時の対応

- (1) 作業中、事故その他異常事態が発生した場合は、「緊急時連絡系統図」により関係先へ連絡します。
- (2) 作業中、爆発物等の危険物が発見された場合には、直ちに（新潟海上保安部・上越海上保安署・佐渡海上保安署）へ通報し、その指示に従います。
- (3) 台風の接近等異常気象が予想される場合は、別図のとおり各作業船を避難させます。

行事の安全対策記載例

1 海域利用者へ周知方法等

- (1) 行事の実施内容については、漁協等の海事関係者へ事前周知します。
※周知先を明記して下さい。
- (2) 行事の内容を周知するため、別添のリーフレットを作成し、船会社、代理店等（周知先一覧表参照）へ配布します。
- (3) 夜間行事の実施については、次の関係先に説明します。（〇〇漁業協同組合、〇〇自治体等）

2 付近航行船舶に対する事故防止対策

(1) 使用船舶の避航

- ① 通航船等に支障がある場合は行事を一時中断し、船舶を移動させ通航路を確保します。
- ② 航行船舶の他船が接近し危険であると判断した場合は、行事を中断し避航します。（避航が可能な場合）

(2) 警戒業務

- ① 現場には専従の警戒員を配置し、警戒にあたります。
- ② 行事実施期間中は、警戒船〇隻を配備し、警戒にあたります。
- ③ 航行船舶の通航に支障がある場合は警戒船により注意喚起及び誘導を実施します。
- ④ 夜間行事中は、実施区域の両端付近に警戒船各〇隻を配備します。
- ⑤ 潜水士船上（船舶を使用しない場合は、栈橋上等）には補助員及び専従の警戒員を配置し、接近する船舶があれば直ちに潜水士に連絡し行事を一時中断するとともに、旗やハンドマイク等により接近しないよう注意を喚起します。

(3) 行事区域等の明示

- ① 実施区域を明示するため、灯浮標〇基（形状・灯色・灯質等）を設置します。
- ② 使用船舶のアンカー位置を示す標識（形状・灯色・灯質等）を設置し航行船舶の接触を防止します。（使用船舶がアンカーを張出して行事をする場合に記載）
- ③ 使用船舶が行事区域に夜間停泊する際は、停泊灯を点灯するほか、他の航行船舶に支障の無いように海域を直射すること無く甲板等を間接照射します。
- ④ 夜間行事中は、別図のとおり使用船舶に〇Wの作業灯〇基を設置し、安全に行事ができるよう照明を施します。照明は、船舶交通の妨げとならないように下向きに設置します。

(4)その他

- ① 行事区域と隣接する〇〇岸壁は、漁船の入出港が頻繁にあることから、〇〇漁業協同組合に行事及び入出港船舶の調整等を行います。
- ② 使用船舶には、海上衝突予防法に基づく灯火・形象物を掲げるとともに、同法及び港則法の規定を遵守します。

3 行事参加者等に対する安全対策

- (1)行事参加者には、必要に応じて救命胴衣等の保護具を装着させます。
- (2)行事参加船舶との連絡（携帯電話、無線、トランシーバー等）体制を確保します。
- (3)流出の恐れがあるものには、流出防止措置を講じるとともに、所有者名及び連絡先を明示します。
また、流出防止措置を講じます。
- (4)万一、行事で使用する機材等が流出した場合は、直ちに新潟海上保安部へ通報するとともに回収に努めます。
- (5)行事前には参加者の健康状態の確認及び機材の点検・整備を行います。

4 中止基準

気象・海象情報に留意し、次の場合は行事を中止するとともに、これ以下であっても状況に応じて中止します。

風速〇〇m/s以上、波高〇〇m以上、視程〇〇〇〇m以下

5 緊急時の対応

- (1)行事实施中、事故その他異常事態が発生した場合は、「緊急時連絡系統図」により関係先へ連絡します。
- (2)台風の接近等異常気象が予想される場合は、別図のとおり各使用船舶を退避させます。

第9号様式

(工事・作業又は行事) 許可申請書

平成 年 月 日

○ ○ 港 長 殿

申請者住所

氏 名

印

1. 目的及び種類	
2. 期間及び時間	
3. 区域又は場所	
4. 方 法	
5. そ の 他	

連絡先

氏 名 :

電 話 :

使用船舶一覧表記載例

使用船舶一覧表は記載例をそのまま使用せずに、申請内容の形態にあったものに替えて記載してください。

使用船舶及び操縦者一覧表

使用目的	深浅測量	浚渫工	水底（浚渫） 土砂運搬工	水底（浚渫） 土砂運搬工
船舶名	〇〇丸	〇〇丸	〇〇丸	〇〇丸
船舶番号	第 230-12345 号		第 230-12345 号	排 03-1234
総トン数	〇〇トン	〇〇〇トン	〇〇丸	1,500 m ³ 積
船舶の長さ	〇〇m	L×B×D	〇〇m	L×B×D
用途	作業船	クラブ式浚渫船	押船兼曳船	廃棄物排出船
船舶所有者	〇〇建設(株)	〇〇建設(株)	〇〇海運(株)	〇〇建設(株)
航行区域	〇〇区域		〇〇区域	〇海域 4
旅客	〇人	〇人	〇人	
船員	〇人	〇人	〇人	
その他の乗船者	〇人	〇人	〇人	
計	〇〇人	〇〇人	〇〇人	
有効期間	H〇.〇.〇		H〇.〇.〇	
交付機構	日本小型船舶検査機構		日本小型船舶検査機構	第三管区海上保安本部
船長氏名	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	
生年月日	S〇.〇.〇		S〇.〇.〇	
本籍	〇〇県		〇〇県	
免許種類	一級小型船舶		一級小型船舶	
免許番号	第 123456789 号		第 123456789 号	
有効期限	H〇.〇.〇		* H〇.〇.〇	
電話番号	090-1234-5678		090-1234-5678	
備考				

*印は有効期限内に更新いたします

第1号様式

内容変更許可申請書

平成 年 月 日

〇 〇 港 長 殿

申請者住所

氏 名

印

目的及び種類	
区域又は場所	
許可年月日	平成 年 月 日
許可番号	第 号
許可期間 及び時間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (から まで)
変更内容	
変更理由	
変更期間 及び時間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (から まで)

連絡先

氏名:

電話:

第2号様式

内容変更届

平成 年 月 日

新潟港長 殿

申請者住所

氏 名

印

目的及び種類	
区域又は場所	
許可年月日	平成 年 月 日
許可番号	第 号
許可期間 及び時間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (から まで)
変更内容	※船舶検査又は海技免許等の有効期間の確認をお願いします。
変更理由	
変更期間 及び時間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (から まで)

連絡先

氏名:

電話:

別添

(港則法が適用されない工事・作業及び行事に係る情報の提供について)

平成30年6月11日

新潟海上保安部

新潟海上保安部においては、港則法が適用されない「新潟港や岩船港等（岩船港、寺泊港、柏崎港という。）以外における工事・作業」や「新潟港以外における行事」について、実施者の皆様から情報を提供して頂き、海上保安庁が提供している「海の安全情報」及び「水路通報」に掲載してきました。

これにより、皆様の安全はもとより、当該海域付近を航行する一般船舶の安全も図られ、結果として当該海域全般の安全が図られると考えていますので、情報の提供について、下記のとおり、ご協力頂きますようお願い致します。

記

1 提供内容

(1) 工事等を実施する者

ア 所属（組織名）及び役職

イ 氏名

ウ 連絡先（住所、電話番号）

(2) 工事等の名称

(3) 工事等の期間(工事等を実際に行う期間)

(4) 場所及び区域(緯度、経度等により位置が特定できるもの)

(5) その他必要な事項

2 提出方法

書面による提出、郵送、又はファクシミリ

(注) 港則法が適用される「新潟港や岩船港等における工事・作業」や「新潟港における行事」については許可が必要となります。不明な点がありましたら、新潟海上保安部交通課（Tel.025-244-1008）まで連絡願います。